

第 24 回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、第 24 回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

開催日時 令和 8 年 5 月 25 日（月） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 20 分

開催場所 垂水市市民館 2 階 大会議室

委員の出欠状況 10 名中 10 名出席

議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
1	下瀬 秀	出	6	中条 裕二	出
2	村山 繁稔	出	7	池田 穰二	出
3	森永 みどり	出	8	重吉 伸哉	出
4	瀬角 初美	出	9	永吉 浩幸	出
5	塚田 光春	出	10	葛 迫 巧	出

出席した事務局職員

局 長	西 川 了 助
次 長	山 下 明 文
農地係長	梶 原 剛
農地係主査	榎 園 雅 司
会計年度任用職員	農地バンク担当者 1 名

付 議 事 件

- | | | |
|-----|---|-----|
| (1) | 農地法第 3 条許可申請について | 【決】 |
| (2) | 農地法第 5 条許可申請について | 【決】 |
| (3) | 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について | 【決】 |
| (4) | 令和 8 年度農作業標準賃金の策定について | 【決】 |
| (5) | 「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表」の策定について | 【決】 |

議 事

議 長	[会長あいさつ]
係 長	[諸般報告]
議 長	ただいまから、第24回総会を開催します。 出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、6番委員、7番委員にお願いいたします。 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	今月の3条の許可申請の説明の前に、事務局から、3条許可申請書取消願いについて報告いたします。 令和8年2月24日、2月総会において許可となりました、〇〇と△△さんとの売買による〇〇字〇〇 〇〇番〇他2筆の3条許可について、令和8年5月15日付で農地法第3条許可申請書の取消し願いが提出され、これを受理しましたので報告いたします。 取消の理由は、譲受人側の諸事情により、当該農地を購入することが困難となったためであります。 以上で報告を終わります。
事務局	引き続きまして、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書は1ページから2ページになります。 今月の許可申請は 1件 でございます。 申請地については、別添の1ページになりますのでご覧ください。 それでは説明をいたします。 1番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大のための売買での所有権移転となります。 現地は、事務局の方でも確認したところであります。 申請書の記載内容の確認、審査では、労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有していると判断でき、また申請地取得後は効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。

議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
委 員	1 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は、△△さんで、本人の希望であり、経営拡大ということで、なんら問題ありません。
議 長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何か異議はありませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	異議はございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	議案第 1 号は原案のとおり決定しました。 次に議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号につきまして、議案書 4 ページ及び議案書に同封いたしました地図の 2 ページをご覧ください。 受付番号 1 番申請人は〇〇県の株式会社〇〇代表取締役〇〇様で、申請地は、〇〇字〇〇 〇〇番〇 地目 田 848 m ² です。 申請人は、永きにわたり未利用である申請地を買い受け、土地の有効活用のため駐車場にしたいと、申請が出されたところです。 以上です。
議 長	次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5 条申請の現地調査の結果を報告いたします。 5 月 15 日、私と 9 番委員と事務局 4 名で現地調査を行いました。 申請人の株式会社〇〇さんは、△△さんから購入し、駐車場として利用したいということであるため、農地転用したいということです。 申請地は、東は宅地、西は宅地、南は田、北は宅地に囲まれています。 被害防除については、計画書とおりにされるということで問題ありません。 用排水計画では、自然流下ということで、問題はありません。 周辺農地への影響は、宅地に囲まれているため問題はないと思われます。

	以上のことから問題はないと考えます。以上です。
議 長	次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局の説明をお願いします。
事務局	申請地は市役所から南東へ約0.8kmに位置しており、地域計画外及び農振農用地区域外の農地であり、都市計画法の用途地域、第1種低層住居専用地域内であることから、第3種農地と判断されます。東は宅地、西は通路状の地目田をはさみ宅地、南は田、北は道路を挟んで宅地となります。 信用については、法人登記の目的に駐車場の運営・管理が記載されており、資金面は、自己資金で賄うということで、残高証明書により資力が確認でき、事業計画の内容から判断して、問題ないと認めます。 申請地内に農地法第3条第1項の本文に掲げる権利を有する者はありません。 また、被害防除計画書及び誓約書及び土地改良区の意見書が提出されており、許可相当と思われます。以上です。
議 長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
委 員	これは、8畝部ぐらいで広いです。車を停める台数は、だいたい24台くらいと聞いております。以上です。
委 員	駐車場というのは不動産会社？
事務局	〇〇県の不動産会社になります。
委 員	駐車場というのは、自分ところの会社の車を停めるということ？
事務局	駐車場は、今、委員から説明がありましており、24台の駐車場を造ると。碎石の舗装をして、トラロープで仕切るということです。駐車場につきましては、これから募集をするということです。 管理は鹿児島県内に、提携会社があるので、その不動産会社で管理をするということです。
委 員	貸駐車場ということ？

事務局	自分の会社の車ではなくて、これから駐車をする車を募集をするということです。
議 長	ほかに何かありませんか。
委 員	地域の人たちが、有料で駐車をするために整備する。そういう意味ですか？
事務局	近隣の方々の駐車場として、有料でということです。
委 員	利用される方がいるか、分からないですね。
議 場	月極めですか？
事務局	そういった詳しいことは確認できておりません。
議 長	ほかに何かございませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	それでは、異議はございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	議案第 2 号は原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められておりますので、ご説明申し上げます。 議案書は 5 ページから 8 ページとなります。 今月は、利用開始日が令和 8 年 8 月 1 日付となる農地、34 筆 27,565 m ² に係る促進計画案の提出がありました。 農地の内訳は、田が 17 筆 11,581 m ² 、畑が 17 筆 15,984 m ² となっております。 全て公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園秀彦との契約となっております。

	6 ページをお開きください。 6 ページからは、新たに契約を開始する農地です。 1 番の借り人は〇〇さんで、5 年間の使用貸借です。 2 番の借り人は〇〇さんで、10 年間の使用貸借です。 3 番から 5 番、借り人は〇〇さんで、10 年間の使用貸借と賃貸借です。 6 番の借り人は〇〇さんで、10 年間の賃貸借です。 7 番の借り人は〇〇さんで、10 年間の使用貸借です。 8 番、9 番の借り人は〇〇さんで、10 年間の使用貸借です。 10 番の借り人は〇〇さんで、10 年間の賃貸借です。 11 番の借り人は〇〇さんで、10 年間の賃貸借です。 12 番から 13 番、借り人は株式会社〇〇で、5 年間の使用貸借です。 7 ページをお開きください。 14 番から 20 番、借り人は株式会社〇〇で、10 年間及び 5 年間の使用貸借と賃貸借です。 21 番から 27 番、借り人は株式会社〇〇で、10 年間及び 5 年間の使用貸借と賃貸借です。 28 番から 30 番、借り人は〇〇さんで、10 年間の使用貸借です。 31 番から 33 番、借り人は〇〇さんで、10 年間の賃貸借です。 8 ページをお開きください。耕作者変更となります。 1 番の借り人は〇〇さんで、6 年 8 か月の使用貸借です。 以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしております。以上です。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	では、異議がございませんので、議案第 3 号について、各委員の意見のとおり承認することとして、よろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。 次に議案第 4 号「令和 8 年度農作業標準賃金の策定について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	議案資料配布が当日となり申し訳ありません。 資料は本日配布しました、A3の用紙が2枚つづりになっている資料になりますのでご用意ください。 それでは説明します。議案第4号「令和8年度農作業標準賃金の策定について説明いたします。 資料は、本日配布しました、A3サイズの資料となります。 本年度も昨年度と同様の賃金項目を作成いたしました。 資料A3の2枚目の資料ですが、県内各市ならびに肝属地区各町の標準農作業賃金表をもとに本市と同様の該当部分を抜き出して一覧表にまとめたものであります。 令和7年度と金額の変動があった部分には黄色で色付しております。 各市町で定めている賃金表はその地域の作物等に応じて項目を決めており、県内で統一されたものではありませんので、本市の賃金項目に該当するものがない市町も多く見受けられます。 また、各市町の金額等について、令和8年度のものが公表されていないところもありますので、ご注意ください。 なお、金額に幅があるものは、地区や条件等によって金額に幅がもたせてあるため、単一の金額が決められていない場合があります。 各市町ごとで定められた金額の区分が異なり、判断資料が少ないところ項目もございますのでご了承ください。 各項目の金額についてですが、令和8年度に引き上げられているところが多くあります。 今回も、参考として表の下に各項目の平均値として表示しております。その下の方に、令和7年度の垂水市の金額を記載しております。 金額の比較をしたところ、垂水市の金額は概ね平均額を上回るか、大きく差がないことから、事務局の案としては、前年度と据え置きとしております。 平均額の算出においては、各項目の内容や、基準が統一されておきませんので、目安として参考にさせていただけたらと思います。 前年度までと同様、昨今の燃料費や資材等といった要因に伴い上昇が見込まれる場合の対応については、それらを踏まえ金額を決定するように文言は追加しているところであります。 また、令和6年度から悪条件の場合の割り増しについても、項目内に追加したところあります。
-----	--

	一般賃金（8 時間）の最低賃金は、令 7 年 11 月 1 日に鹿児島県の最低賃金が 1 時間当たり 1,026 円に改定されたため、「最低賃金が県最低賃金を下回った時は、県最低賃金の額と同一とする。」の取り決めに従い、8 時間換算の 8,208 円以上の金額である必要があります。この点を考慮の上、一般賃金の最低額を検討していただきたいと思います。 以上で説明を終わりますが、委員の皆様には本市の実情をかんがみ各項目の適正な金額を審議していただきたいと思います。 よろしくお願いします。
議 長	それでは上の方から決定していきたいと思います。 まず、一般賃金の最高・最低についてですが、皆様のご意見をお聞かせください。
議 場	〔各委員、資料を確認する〕
議 長	一般賃金は、例年のとおり最高を決めずに、最低賃金だけを決めるということではよろしいですか。
議 場	〔「はい」という声あり〕
議 長	それでは、県最低賃金の額と同額以上とするという取り決めに従い、8,208 円ではよろしいですか。
議 場	〔「はい」という声あり〕
議 長	続いて、順番に決めていきたいと思います。 耕賃。どうでしょうか。
議 場	（事務局案：前年度と変更なしで）問題ありません。
議 長	次に、刈取り以降、最後まで、事務局案に対して意見があればおっしゃってください。
委 員	昨年度改正したので、事務局案でいいのではないのでしょうか。
議 長	よろしいですか。
議 場	〔「はい」という声〕
議 長	議案第 4 号は、各委員の意見のとおり決定いたします。 事務局は、金額の修正、公表等の対応をお願いいたします。 次に、議案第 5 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の策定について上程します。 事務局の説明をお願いします。

事務局	はい。今回の資料も当日配布となり申し訳ありません。 資料は、A4、4 枚つづりになっている資料となります。 それでは説明いたします。 議案第 5 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。 農業委員会では、毎年度、5 月末までに総会において農業委員会の農地利用の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価することとされており、その結果は、県への報告と公表を求められております。 今回は、令和 7 年度の実施状況について上程しているものです。 さっそくですが、本日配布した「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。 計上しております各数値は、令和 7 年度当初に設定した目標数値やの年度中に実施した利用状況調査や農地の利用権設定等、委員並びに推進委員の皆様の活動に基づく結果を反映したものであり、また、県や農林課の各種調査実績等の数値も含まれております。 実績部分に黄色で色を付けていますので、こちらを中心に説明させていただきます。 まず 1 ページの、大項目のⅠ 農業委員会の状況 は、農業委員、推進委員の定数、各種農家数、農地面積を記載しております。 こちらは、令和 7 年度目標で掲げた数値となっております。 次のページです。 大項目のⅡ 最適化活動の実施状況については、 項目ごとに、①現状、②目標、③実績を記載しております。 (1) の 農地の集積 についてですが、 ②の目標に掲げた令和 7 年度末時点の目標集積率は 26.7%でしたが、③実績の令和 7 年度の実績では、27.0%となっており、目標値を上回る結果が得られています。 (2) の 遊休農地の発生防止と解消についてですが、3 ページになります。 ①の現状及び課題は、令和 6 年度の利用状況調査結果による、6 年度末時点の、1 号遊休農地面積 175.9ha に対し、令和 7 年度調査結果は 178.5ha と、2.6ha の増となっており、うち緑区分の遊休農地面積が 99.3 ha から 98.9 ha へ 0.4 ha 減少していますが、
-----	---

黄区分の遊休農地面積は、76.6 haから 79.6 ha へ 3.0 ha 増加しており、差し引きの 2.6ha 増加していることから、主に黄区分の遊休農地化が進行しているものと思われます。

詳細は、緑区分の解消目標面積 22.6ha に対し、実績は 5.3ha、新規の緑区分解消実績は 1.3ha となっております。

ここに計上してある数値はあくまでも、前年度調査データと今年度調査データの推移に基づくものであり、日頃、委員の皆様にご活動いただき、遊休農地の解消を図ってきている現場における解消面積とは、乖離があることにご留意ください。

続きまして、(3) 新規参入の促進ですが、ページは 4 ページになります。目標面積が 4.5ha に対し、実績は 12.0ha となっており、目標を大きく達成しております。こちらは戸別訪問等での貸出意向の面積となっております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標 についてです。

5 ページになります。

(2) の活動強化月間の設定と、(3) の新規参入相談会への参加は実績を踏まえた内容を計上しております。なお、14 ページの新規参入相談会は、会長に参加いただいております。

ここまでの、垂水市農業委員会全体の実績は大変良好な結果となっていると考えており、目標の達成状況の評語についても、6 ページになります。目標に対して期待を上回る結果が得られたものと評価しております。

推進委員等の点検・評価結果につきましては、各委員の皆さんの活動実績日数に基づくものと、担当地区の集積や意向確認面積等により算出しております。

活動日数が目標の 10 日を下回る結果となった方々も含めまして、委員の皆様の実際の活動実績はもっと多いはずであると考えております。

日々、ご多忙な中に、活動記録を付けることは大変かと思いますが、毎月お配りしている活動記録表へ簡単でもいいのでメモして記録するなど、個々の委員の皆さんの活動記録が、全体の実績の向上にもつながりますので、より一層の活動の記録・報告の徹底をお願い

	いたします。 最後のページになります、Ⅲ 事務の実施状況については、主に3条、4、5条の処理件数となっております。 今年度も、全筆調査が控えておりますが、引き続き、事務局としても、農地の最適化に繋がるよう努めてまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 最後に、議案承認後は、県への提出が必要となることから、後に数値等の修正が必要となる場合があります。 県からの指示等による差し替え等は事務局の方で対応させていただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。 これについても、事務局は、公表等の対応をお願いいたします。 以上をもちまして第24回総会を終了いたします。

会 長 原本確認済

署名委員 原本確認済

署名委員 原本確認済